


出願商標「」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成27(行ケ)10111・平成27年11月29日（4部）判決〈認容⇒審決取消〉

### 【キーワード】

出願商標の類似（商標法4条1項11号）、結合商標（組み合わせ標章）

### 【主 文】

- 1 特許庁が不服2014-24620号事件について平成27年4月21日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

### 【事案の概要】

#### 1 特許庁における手続の経緯

- (1) 原告は、平成26年2月5日、別紙1本願商標目録記載の本願商標（以下「本願商標」という。）の登録出願（商願2014-007991号）をした（甲4）。
- (2) 原告（一般財団法人生涯学習開発財団）は、同年9月9日付けで拒絶査定を受けた（甲7）ので、同年12月2日、これに対する不服の審判を請求した（甲8）。
- (3) 特許庁は、これを、不服2014-24620号事件として審理し、平成27年4月21日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との別紙審決書（写し）記載の審決（以下「本件審決」という。）をし、同年5月12日、その謄本が原告に送達された。
- (4) 原告は、同年6月9日、本件審決の取消しを求める本件審決取消訴訟を提起した。

#### 2 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は、別紙審決書（写し）のとおりである。要するに、本願商標は、別紙2引用商標目録記載の引用商標1ないし3（以下、これらを総称して「本件引用商標」という。）と類似する商標であり、かつ、本願商標の指定商品及び指定役務と引用商標の指定役務とは、同一又は類似するものであるから、商標法4条1項11号に該当し、商標登録を受けることができない、というものである。

#### 3 取消事由

本願商標が商標法4条1項11号に該当するとした判断の誤り

## 【判 断】

### 1 取消事由（本願商標が商標法4条1項11号に該当するとした判断の誤り）について

#### (1) 商標の類否判断

商標法4条1項11号に係る商標の類否は、同一又は類似の商品又は役務に使用された商標が、その外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に観察すべきであり、かつ、その商品の取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に基づいて判断するのを相当とする（最高裁昭和39年（行ツ）第110号同43年2月27日第三小法廷判決・民集22巻2号399頁参照）。

この点に関し、複数の構成部分を組み合わせた結合商標については、商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められる場合において、その構成部分の一部を抽出し、この部分のみを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、原則として許されない。他方、商標の構成部分の一部が取引者、需要者に対して商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などには、商標の構成部分の一部のみを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することも、許されるものといえる（最高裁昭和37年（オ）第953号同38年12月5日第一小法廷判決・民集17巻12号1621頁，最高裁平成3年（行ツ）第103号同5年9月10日第二小法廷判決・民集47巻7号5009頁，最高裁平成19年（行ヒ）第223号同20年9月8日第二小法廷判決・裁判集民事228号561頁参照）。

そこで、以上の見地から、本願商標と本件引用商標との類否について検討する。

#### (2) 本願商標について

##### ア 外観について（甲4）

本願商標は、別紙1本願商標目録記載のとおりの外観であって、上段の文字部分と下段の文字部分を組み合わせた結合商標である。

##### (ア) (ア) 上段の文字部分について

上段の文字部分のうち、左端の文字及び右端の文字は、それぞれ、アルファベット大文字の「G」及び「C」をデフォルメしたものと認められる。

上段の文字部分のうち、上記「G」及び「C」に挟まれた本願上段中央文字についてみると、同文字は、ほぼ同じ太さを有する2本のL字状の線から成り、これらの線は、間隔を空けて平行に配置されている。

##### (イ) (イ) 下段の文字部分について

下段の文字部分は、「Global」，「Life」，「Learning」及び「Center」の4語の英単語と同一の文字が、上記の順番で各英単語間に間隔を空けて一

一般的なアルファベットの書体で表されており、各英単語の頭文字である「G」、「L」、「L」及び「C」はいずれも大文字、その余は小文字である。

(ウ)(ウ) 本願商標全体の外観について

本願商標のうち、上段の文字部分は、左端から、アルファベットの大文字「G」、2本のL字状の線から成る本願上段中央文字及びアルファベットの大文字「C」を、各文字の角を丸め、「G」及び「C」の各文字については、通常の手書体においては弧を成す上下の部分を直線で表すなどのデフォルメをして黒い太字で表したものであり、本願商標全体の面積の大半を占めている。

他方、下段の文字部分は、全体として、上段の文字部分に比べてかなり小さい。すなわち、下段の文字部分を構成するアルファベット24字のうち、大文字で表されている「G」、「L」、「L」及び「C」の4字でさえも、上段の文字部分のうちアルファベットの大文字「G」及び「C」であることが明らかな両端の各文字と比べると、高さ、幅共に約4分の1程度である。下段の文字部分を構成するその余の20字は全て小文字であり、前記の「G」、「L」、「L」及び「C」の大文字よりも更に小さい。しかも、下段の文字部分は、上段の文字部分よりも明らかに細い黒線で表されている。

イ 上下段の各文字部分の称呼及び観念について

(ア)(ア) 下段の文字部分について

下段の文字部分は、前記ア(イ)(イ)のとおり「Global」、「Life」、「Learning」及び「Center」の4語の英単語と同一の文字から成り、「グローバルライフラーニングセンター」との称呼が生じ、各英単語の訳語から「世界的な生涯学習センター」(甲21、乙1～乙4)との観念が生じる。

(イ)(イ) 上段の文字部分について

上段の文字部分は、前記ア(ア)(ア)のとおりデフォルメされたアルファベットの大文字「G」及び「C」並びに2本のL字状の線から成る本願上段中央文字によって構成されている。

称呼に関し、①下段の文字部分の両端は、上段の文字部分の両端とそろっていること、②前記ア(ウ)(ウ)のとおり、下段の文字部分は、全体として、上段の文字部分に比べてかなり小さいこと、③上段の文字部分のデフォルメされたアルファベットの大文字「G」の真下に、下段の文字部分の「Global」の頭文字「G」が配置され、同じく上段の文字部分のデフォルメされたアルファベットの大文字「C」の斜め下に下段の文字部分の「Center」の頭文字「C」が配置されていることから、本願上段中央文字についても、その2本のL字状の線から成る形態と相まって、下段の文字部分の「Life」、「Learning」の各頭文字「L」、「L」を連想させることに鑑みると、下段の文字部分は、見る者に、あたかも上段の文字部分のルビとして付されたものという印象を与えるということが出来る。

以上に加え、複数の単語から構成される英語の熟語や名称については、その略称として、各単語の頭文字の大文字を並べたものを用いることが多いことに鑑みると、上段の文字部分は、下段の文字部分を構成する各英単語の頭文字である「G」「L」「L」「C」を意味するものとして認識されるというべきである。

以上によれば、上段の文字部分は、アルファベットの大文字「G」，「L」，「L」及び「C」の4文字に相応した「ジエールエルシイ」との称呼を生ずるものと認められる。なお、特定の観念は生じない。

#### ウ 本願商標の外観、称呼及び観念について

(ア)(ア) 前記アのとおり、上段の文字部分は、下段の文字部分に比べてかなり大きく、より太い黒線で表わされており、本願商標全体の面積の大半を占めていることから、下段の文字部分に比べて相当に目立つものといえることができる。そして、前記イ(イ)(イ)のとおり、上段の文字部分は、アルファベットの大文字「G」，「L」，「L」及び「C」の4文字がいずれも通常の本願商標の書体とは異なり、デフォルメされている。すなわち、前記アのとおり、各文字の角を丸め、うち「G」及び「C」については、通常の本願商標の書体においては弧を成す上下の部分を直線で表すなどしている。また、2つの「L」の文字は、左側の「L」の文字が、右側の「L」の文字よりも一回り大きく、右側の「L」の文字を抱えているような印象を与える。このように、上段の文字部分の外観は、デザイン化された特徴的なものといえることができる。

また、前記イ(イ)(イ)のとおり、上段の文字部分からは、「ジエールエルシイ」との称呼が生ずる。

(イ)(イ) 他方、下段の文字部分の外観は、前記アのとおり、「Global」，「Life」，「Learning」及び「Center」の4語を一般的なアルファベットの本願商標の書体で表したものである。

そして、下段の「Global Life Learning Center」の語から、「グローバルライフラーニングセンター」という称呼及び「世界的な生涯学習センター」という観念が生じることは、前記イ(ア)(ア)のとおりである。

(ウ)(ウ) 以上によれば、本願商標の外観上、上段の文字部分は、下段の文字部分に比して、明らかに強い印象を見る者に与え、その注意をより強く引くものといえることができる。

そして、前記イ(イ)(イ)において前述した下段の文字部分の外観、称呼及び観念を併せ考えれば、上段の文字部分は、取引者、需要者に対し、本願商標の指定商品及び指定役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる。

#### エ 小括

以上に鑑みると、本願商標のうち、上段の文字部分と下段の文字部分を分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分に結合しているものといえることはできず、本願商標からは、「ジエールエルシイ」、

「グローバルライフラーニングセンター」又は「ジエールエルシイグローバルライフラーニングセンター」との称呼が生じ、「世界的な生涯学習センター」との観念が生じる。

### (3) 本願商標と本件引用商標との類否について

#### ア 引用商標 1 について

##### (ア)(ア) 外観、称呼及び観念について

引用商標 1 は、別紙 2 引用商標目録 1 記載のとおり外観であって、中央付近が弧を描くようにデフォルメされた赤色、緑色及び青色の 3 本の矢印が時計回りに回転するような円を描く図形と、その下方に配置された「G L C」の欧文字とを組み合わせさせた結合商標である。

上記図形の外観は、上記の色彩及び形状により、かなり目立つものということができるが、上記図形からは、特定の称呼も観念も生じない。

他方、上記欧文字の外観は、アルファベットの大文字「G」、「L」及び「C」が等間隔で横一列に並んでいる。これらの欧文字は、いずれも太めの黒い線で表されており、前記のとおり赤色、緑色及び青色の 3 本の矢印によって構成される上記図形との対象において、際立った印象を与える。これらの欧文字からは、その文字に相応した「ジエールシイ」との称呼が生じ、特定の観念は生じない。

以上によれば、引用商標 1 を構成する図形及び欧文字は、これらを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分に結合しているものということとはできず、引用商標 1 からは、「ジエールシイ」との称呼が生じ、特定の観念は生じない。

##### (イ)(イ) 本願商標との類否について

前記(2)のとおり、本願商標からは、「ジエールエルシイ」、「グローバルライフラーニングセンター」及び「ジエールエルシイグローバルライフラーニングセンター」との称呼が生じる。また、「世界的な生涯学習センター」との観念が生じる。

他方、引用商標 1 からは、欧文字部分から「ジエールシイ」との称呼が生じ、特定の観念は生じない。

また、本願商標と引用商標 1 とは、その全体の外観構成において相違しており、本願商標の上段の文字部分と引用商標 1 の欧文字部分とを比較してみても、本願商標の上段の文字部分は、アルファベットの大文字「G」、「L」、「L」及び「C」の 4 文字をデフォルメしたものであるのに対し、引用商標 1 の欧文字部分は、アルファベットの大文字「G」、「L」及び「C」の 3 文字から成り、外観上、字数及び文字の綴りが異なる。

以上によれば、本願商標と引用商標 1 は、その外観、称呼及び観念において異なり、類似するものではない。

#### イ 引用商標 2 について

##### (ア)(ア) 外観、称呼及び観念について

引用商標 2 は、別紙 2 引用商標目録 2 記載のとおりの外観であって、左側に引用商標 1 と同一の構成から成る標章と、その右方に配置された「経営承継」の文字とを組み合わせた結合商標である。

「経営承継」の文字は、同じ大きさの 4 文字の漢字から構成されており、各漢字は、黒い線で表され、その縦横の幅は、上記標章中の「G L C」の部分構成する各欧文字の約 2 倍である。上記標章と「経営承継」の文字との間には、同文字の字間よりも明らかに広い間隔が設けられている。

また、「経営承継」の文字からは、「ケイエイショウケイ」との称呼が生じ、企業等の事業の運営を受け継ぐとの観念が生じる。

他方、左側の上記標章からは、「G L C」の欧文字から「ジエルシイ」との称呼が生じ、特定の観念は生じない。

以上に鑑みれば、引用商標 2 の左側の上記標章と右側の「経営承継」の文字は、これらを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分に結合しているものということはず、引用商標 2 からは、「ジエルシイ」、「ケイエイショウケイ」及び「ジエルシイケイエイショウケイ」との称呼が生じ、企業等の事業の運営を受け継ぐとの観念が生じる。

(イ)(イ) 本願商標との類否について

前記(2)のとおり、本願商標からは、「ジエルエルシイ」、「グローバルライフラーニングセンター」及び「ジエルエルシイグローバルライフラーニングセンター」との称呼が生じる。また、「世界的な生涯学習センター」との観念が生じる。

他方、引用商標 2 からは、「ジエルシイ」、「ケイエイショウケイ」及び「ジエルシイケイエイショウケイ」との称呼が生じ、企業等の事業の運営を受け継ぐとの観念が生じる。

また、本願商標と引用商標 2 とは、その全体の外観構成において相違しており、本願商標の上段の文字部分と引用商標 2 を構成する上記標章の欧文字部分とを比較してみても、本願商標の上段の文字部分は、アルファベットの大文字「G」、「L」、「L」及び「C」の 4 文字をデフォルメしたものであるのに対し、上記欧文字部分は、アルファベットの大文字「G」、「L」及び「C」の 3 文字から成り、外観上、字数及び文字の綴りが異なる。

以上によれば、本願商標と引用商標 2 は、その外観、称呼及び観念において異なり、類似するものではない。

ウ 引用商標 3 について

(ア)(ア) 外観、称呼及び観念について

引用商標 3 は、別紙 2 引用商標目録 3 記載のとおり、標準文字のアルファベットの大文字「G L C」の 3 文字から成る。引用商標 3 からは、これらの文字に相応した「ジエルシイ」との称呼が生じ、特定の観念は生じない。

(イ)(イ) 本願商標との類否について

前記(2)のとおり、本願商標からは、「ジエルエルシイ」、「グローバ

ルライフラーニングセンター」及び「ジエールエルシイグローバルライフラーニングセンター」との称呼が生じる。また、「世界的な生涯学習センター」との観念が生じる。

他方、引用商標3からは、前記のとおり、「ジエールシイ」との称呼が生じ、特定の観念は生じない。

また、本願商標と引用商標3とは、その全体の外観構成において相違しており、本願商標の上段の文字部分と引用商標3とを比較してみても、本願商標の上段の文字部分は、アルファベットの大文字「G」、「L」、「L」及び「C」の4文字をデフォルメしたものであるのに対し、引用商標3は、アルファベットの大文字「G」、「L」及び「C」の3文字から成り、外観上、字数及び文字の綴りが異なる。

以上によれば、本願商標と引用商標3は、その外観、称呼及び観念において異なり、類似するものではない。

#### エ 小括

以上のとおり、本願商標は、本件引用商標のいずれとも類似するものとはいえない。

#### (4) 被告の主張について

ア 被告は、本願上段中央文字は、その外観等から、一見して「L」の欧文字1字を表したものと認識され、「L」と「L」の欧文字2字を表したものと理解されず、上段の文字部分は「G L C」の欧文字と看取される旨主張する。

しかしながら、本願上段中央文字は、前記(2)ア(ア)(ア)のとおり、ほぼ同じ太さを有する2本のL字状の線から成り、これらの線は、間隔を空けて平行に配置されており、接するところはなく、1本の線ではなく、2本の線であることが明確に看取できる。

確かに、両線のうち、内側(右側)の線は、L字状を構成する縦線及び横線共に外側(左側)の線よりも短く、外側の線よりも一回り小さいL字状を成しており、両線の各上端部及び各右端部はいずれもそろっているものの、これらは、前記(2)ウのとおり、左側の「L」の文字が、右側の「L」の文字を抱えているような印象を与えるともいうことができる。また、本願上段中央文字全体の高さ及び幅はいずれも、その左右に位置する「G」及び「C」の各文字の高さ及び幅とほぼ等しいものの、本願上段中央文字は、同じ文字の連続である「L L」の2文字を、前記のとおり一方を他方よりも一回り小さくし、大きい方が小さい方を抱えているような印象を与えるものとして1文字分のスペースに収めたデザインとしたものとみることができる。そして、前記(2)イのとおり、下段の文字部分が、見る者にあたかも上段の文字部分のルビとして付されたものという印象を与えることに加え、複数の単語から構成される英語の熟語や名称については、その略称として、各単語の頭文字の大文字を並べたものを用いることが多いことに照らし、上段の文

字部分は、「GLLC」の欧文字を表したものとして看取される。

なお、被告は、本願上段中央文字と同様のデザインにより、「L」の欧文字1文字を表したものが使用されている実情を立証する証拠として、本願上段中央文字に似た文字が、二重線で表された「L」1文字を意味するものとして使用されている事例に係る乙第5号証から乙第7号証を提出する。

しかしながら、乙第5号証は、上記文字が電気製品等の量販店の看板に使用されているもの、乙第6号証は、上記文字が細穴放電加工機等の機械を製作する会社の社名に用いられているもの、乙第7号証は、上記文字がジムやゴルフ等のスポーツ関連の事業を営む企業の名称として用いられているものであり、いずれも、本願商標の指定商品及び指定役務とは関連のない商品ないし役務の提供に関する事例であるから、これらの証拠は、本願上段中央文字をアルファベットの太文字「L」2文字、すなわち、「L」「L」を意味するものとして認識されるという前記(2)イの認定を揺るがすものではない。

以上によれば、本願上段中央文字は、「L」の欧文字1文字を表したものと認識され、「L」と「L」の欧文字2文字を表したものとは理解されないとはいえず、被告の前記主張は、採用できない。

イ 被告は、①本願商標の上段部分と下段部分とは、大きさにおいて顕著な差があり、また、下段部分を構成する各語の頭文字が特に強調されて表されているともいえず、前記上段部分が前記下段部分の略称を表したものと直ちに把握されるとはいえず、②略称については、省略する対象の語の頭文字を全て採択使用する必要性はないことに鑑みれば、本願商標の下段部分の欧文字が、上段部分の構成の認定に影響を与えることはなく、上段部分から生じる称呼を、自然に生じるものとは異なる称呼に特定するともいえない旨主張する。

しかしながら、前記(2)イ(イ)(イ)のとおり、本願商標の外観によれば、下段の文字部分は、見る者にあたかも上段の文字部分のルビとして付されたものという印象を与えるということができ、上段の文字部分の構成の認定に影響を与えることがないとはいえない。また、略称については、省略する対象の語の頭文字を全て採択使用する必要性がないとしても、上記頭文字の一部のみを使用することが原則であるということもできない。

以上によれば、被告の前記主張は、採用できない。

ウ また、被告は、特許庁の「特許情報プラットフォーム」(J-PlatPat)において、本願商標を構成する「GLC」の欧文字から生じる「ジエルシイ」の称呼が検索用のキーワードとされていることを指摘する。

確かに、特許庁の「特許情報プラットフォーム」(J-PlatPat)において本願商標を検索すると、「称呼(参考情報)」の欄には、「ジエルエルシイ」、「ジエルエルシイグローバルライフラーニングセンター」などと共に、「ジエルシイ」なども記載されている(甲9)。



しかしながら、特許情報プラットフォームの検索結果は、「発明や意匠、標章が特許性や登録性を持つかどうかを直ちに意味するものではありません。」とされていること（乙9）に鑑みると、需要者、取引者が必ずしも同記載のとおり看取、認識するものということとはできない。しかも、本願商標の「商標（検索用）」の欄には、「§ GLLC\Global Life Learning Center」と記載されている（甲9）。

したがって、被告が指摘する前記の点は、本願商標の上段の文字部分は、アルファベットの大文字「G」、「L」、「L」及び「C」の4文字から成り、各文字に相応した「ジエエルシイ」との称呼を生ずるものとした前記(2)イ(イ)の認定を揺るがすものではない。

以上によれば、被告の前記主張は、採用できない。

#### (5) 小括

以上のとおり、本願商標は、本件引用商標のいずれとも類似するとはいえな  
いから、商標法4条1項11号に該当するものではない。

### 2 結論

以上によれば、原告主張の取消事由は理由があるから、本件審決は取消しを免れない。

よって、原告の請求を認容することとし、主文のとおり判決する。

### 【論 説】

1. 本件の裁判所は、まず構成態様が2種類の標章についての類否判断法を、2つの判例を引用して、次のように紹介している。

#### 1. 1 単一標章の場合について

- (1) 外観、観念、称呼等
- (2) 取引者、需要者
- (3) 印象、記憶、連想等
- (4) 結合して全体的に観察
- (5) 商品の取引の実情
- (6) 具体的な取引状況

#### 1. 2 複数の構成部分を組み合わせた結合標章の場合について

- (1) 商標の構成部分が分離して観察することが取引上不自然と思われるほど不可分的に結合している場合

➡構成部分の一部を抽出し、この部分のみを他人の商標と比較することは、不可。

- (2) a. 構成部分の一部が、取引者・需要者に対し、出所識別標識として、強く支配的な印象を与える場合 ➡商標の構成部分の一部のみを他人の商標と比較することは、可。

b. それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合

➡商標の構成部分の一部のみを他人の商標と比較することは、可。

2. さて、本願商標の構成態様である図形文字は、「G+L+L+C」から成るものであって、「G+L+C」から成るものではない、と最初に認定したところに、裁判所の判断の卓越性があり、この認定で勝負ありといえるだろう。しかも、「L」は1つの「L」の重ね合わせではなく、その下段に配置されている「Global Life Learning Center」の頭文字の1つであると解したことが成功であるといえる。

そうすると、この本願商標に対して特許庁審査が引用した2つの登録商標中の一部とは外見、称呼、観念のいずれも類似するものではないと判断したが、妥当であろう。

3. そこで、この判断は裁判所が冒頭に紹介した「判例」との関係を考えて、本願商標の場合は、「複数の構成部分を組み合わせた結合商標の場合といえるところ、構成部分の一部を抽出して、この部分のみを比較することは不可」としているし、また本願商標は「GLLC」であるのに対し、引用商標1, 2は「GLC」という部分に過ぎないことになるから、類似しないことになる判断したのであろう。

[牛木 理一]

(別紙 1)

〔本願商標目録〕

商標の構成：



指定商品：第 1 6 類「印刷物，書籍，定期刊行物，紙製包装用容器，紙類，文房具類」

指定役務：第 3 5 類「セミナーへの講師のあつせん，生涯学習の全国組織網の運営，社会奉仕団体に対して財政的援助・事業の企画及び管理を行う者の利益を図るために行う経営の指導，広告業，経営の診断又は経営に関する助言，職業のあつせん，広告用具の貸与，求人情報の提供，文書又は磁気テープのファイリング，コンピュータデータベースへの情報編集」

第 4 1 類「資格付与のための資格試験の実施及び資格の認定・資格の付与，技芸・スポーツ又は知識の教授，文化教室・専門学校・学習塾に関する情報の提供，セミナーの企画・運営又は開催，電子出版物の提供，図書及び記録の供覧，図書の貸与，書籍の制作，映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営，人・企業又は地域間の交流会の企画・運営及び開催，教育・文化・娯楽に関するイベント・講習会・興行の企画・運営又は情報の提供，セミナー・シンポジウムのための施設の提供」

以 上

(別紙 2)

[引用商標目録]

1 引用商標 1 (甲 1)

商標登録番号：第 5 5 7 9 6 3 2 号

商標の構成：



出願日：平成 2 4 年 9 月 2 7 日

設定登録日：平成 2 5 年 5 月 2 日

指定役務：第 3 5 類「広告業，企業のリスクマネジメントに関するコンサルティング，経営の診断又は経営に関する助言，市場調査又は分析，商品の販売に関する情報の提供，ホテルの事業の管理，文書又は磁気テープのファイリング，コンピュータデータベースへの情報編集，広告用具の貸与，求人情報の提供，電子出版物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

第 3 6 類「預金の受入れ（債券の発行により代える場合を含む。）及び定期積金の受入れ，資金の貸付け及び手形の割引，内国為替取引，債務の保証及び手形の引受け，有価証券の貸付け，金銭債権の取得及び譲渡，有価証券・貴金属その他の物品の保護預かり，両替，金融先物取引の受託，金銭・有価証券・金銭債権・動産・土地若しくはその定着物又は地上権若しくは土地の賃借権の信託の引受け，債券の募集の受託，外国為替取引，信用状に関する業務，信用購入あっせん，有価証券の売買，有価証券指数等先物取引，有価証券オプション

取引，外国市場証券先物取引，有価証券の売買・有価証券指数等先物取引・有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の媒介・取次ぎ又は代理，有価証券市場における有価証券の売買取引・有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の委託の媒介・取次ぎ又は代理，外国有価証券市場における有価証券の売買取引及び外国市場証券先物取引の委託の媒介・取次ぎ又は代理，有価証券先渡取引・有価証券店頭指数等先渡取引・有価証券店頭オプション取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引又はこれらの取引の媒介・取次ぎ若しくは代理，有価証券等精算取次ぎ，有価証券の引受け，有価証券の売出し，有価証券の募集又は売出しの取扱い，株式市況に関する情報の提供，損害保険及び生命保険に関する情報の提供及びコンサルティング，生命保険契約の締結の媒介，生命保険の引受け，損害保険契約の締結の代理，損害保険に係る損害の査定，損害保険の引受け，保険料率の算出，建物の管理，建物の貸借の代理又は媒介，建物の貸与，建物の売買，建物の売買の代理又は媒介，建物又は土地の鑑定評価，土地の管理，土地の貸借の代理又は媒介，土地の貸与，土地の売買，土地の売買の代理又は媒介，建物又は土地の情報の提供，企業の信用に関する調査，税務相談・税務代理に関する情報の提供」

## 2 引用商標 2 (甲 2)

商標登録番号：第 5 6 3 8 8 9 2 号

商標の構成：



出願日：平成 2 5 年 5 月 2 1 日

設定登録日：平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

指定役務：第 3 5 類「広告業，事業承継に関する指導及び助言，経営の診断又は経営に関する助言，市場調査又は分析，商品の販売に関する情報の提供，ホテルの事業の管理，文書又は磁気テープのファイリング，コンピュータデータベースへの情報編集，広告用具の貸与，求人情報の提供，ダウンロード可能な映像又は画像の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，録画済み記録媒体の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

### 3 引用商標3 (甲3)

商標登録番号：第5654962号

商標の構成：(標準文字) G L C

出願日：平成25年6月7日

設定登録日：平成26年3月7日

指定役務：第41類「人材育成のための知識の教授及びこれに関する情報の提供，管理者に対する教育研修，経営者育成のための教育研修，企業・団体の組織構成員に対する教育研修，その他の技芸・スポーツ又は知識の教授，人材育成に関する研修会の企画・運営または開催，その他のセミナー・シンポジウム・会議・講演会・研修会の企画・運営・開催及びこれらに関する情報の提供，セミナー・教育研修・講座・人材開発のテキストの制作，教育研修用テキスト及び指導マニュアル書の制作，その他の書籍の制作，教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。），人材育成に関するイベントの企画・運営又は開催，その他の興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。）」

以 上

(別紙3)

〔商標目録〕

別件商標

商標登録番号：第5683748号

商標の構成：



出願日：平成26年2月5日

設定登録日：平成26年7月4日

指定商品：第16類「印刷物，書籍，定期刊行物，紙製包装用容器，紙類，文房具類」

指定役務：第35類「セミナーへの講師のあっせん，生涯学習の全国組織網の運営，社会奉仕団体に対して財政的援助・事業の企画及び管理を行う者の利益を図るために行う経営の指導，広告業，経営の診断又は経営に関する助言，職業のあっせん，広告用具の貸与，求人情報の提供，文書又は磁気テープのファイリング，コンピュータデータベースへの情報編集」

第41類「資格付与のための資格試験の実施及び資格の認定・資格の付与，技芸・スポーツ又は知識の教授，文化教室・専門学校・学習塾に関する情報の提供，セミナーの企画・運営又は開催，電子出版物の提供，図書及び記録の供覧，図書の貸与，書籍の制作，映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営，人・企業又は地域間の交流会の企画・運営及び開催，教育・文化・娯楽に関するイベント・講習会・興行の企画・運営又は情報の提供，セミナー・シンポジウムのための施設の提供」

以上